

平成29年度事業所評価加算対象事業所

平成29年4月サービス提供月から平成30年3月サービス提供月の期間について、事業所評価加算の対象として決定された事業所は次のとおりです。

開設者名	事業所名称	介護保険事業所番号	サービス種類	加算算定開始月 (サービス提供月)	〒	住所	電話番号
医療法人仁和会	医療法人 仁和会 デイケアセンター春海	1911710133	予防通所リハビリ	2017/4/1	400-0114	甲斐市万才287-7	055-279-3900
医療法人聖仁会	医療法人聖仁会 デイサービスたんぼぼ	1931310443	予防通所介護	2017/4/1	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立4012-1	0555-73-3511
株式会社フォーチュンネクスト	GENKINEXT甲府朝日通り	1970104186	予防通所介護	2017/4/1	400-0025	甲府市朝日2丁目16-15ナガタ貸事務所1階	055-269-6625
株式会社仁掌堂	機能回復センターありがとう	1970600415	予防通所介護	2017/4/1	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間4616番地1	0556-32-3800
株式会社ケー・アル・ジー	デイサービスセンターきぼう 富士川事業所	1970701247	予防通所介護	2017/4/1	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤2165	0556-20-6700
医療法人聖仁会	医療法人聖仁会リハビリデイサービス元気丸	1971300643	予防通所介護	2017/4/1	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜2410 富士河口湖町足和田出張所内 老人福祉センター1階	0555-73-8500
株式会社ケー・アル・ジー	デイサービスセンターきぼう 南アルプス事業所	1971600695	予防通所介護	2017/4/1	400-0211	山梨県南アルプス市上今諏訪461-3	055-288-6700

事業所評価加算とは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行う介護予防通所系サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の実人員、及び選択的サービスの実施率が一定以上であり(1)、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上(2)となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき、1月につき120単位を加算するものです。

1 算定のための基準 = 利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であること。

2 $\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内利用者数}} \times 2$

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数 0.7